

お客様各位

日興コーディアル証券株式会社

約款・規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
 さて、平成 23 年 1 月 1 日付で弊社約款・規定の内容を一部改定いたします。  
 改定内容につきましては、下記の新旧対照表をご覧ください。

< 約款・規定集 ( 個人のお客様用 ) >

( 変更箇所は下線で示しております )

新	旧
証券取引約款	証券取引約款
第 2 章 申込方法等	第 2 章 申込方法等
<p><u>第 3 条の 2 ( 反社会的勢力でないことの表明・確約 )</u>                  お客様は、あらかじめ当社所定の方法により、<u>現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。また、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約していただきます。お客様が、次の各号のいずれかに該当し、もしくは、のいずれかに該当する行為をし、または、にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、証券取引は停止され、または通知により口座は解約されます。また、これにより生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わないものとします。</u>  <u>現在かつ将来にわたり次の各号のいずれにも該当しないことの表明・確約</u>                  イ. 暴力団                  ロ. 暴力団員                  ハ. 暴力団準構成員                  ニ. 暴力団関係企業                  ホ. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等                  ヘ. その他前各号に準ずる者  <u>自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことの確約</u>                  イ. 暴力的な要求行為                  ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為                  ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為                  ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為                  ホ. その他前各号に準ずる行為</p>	<p>( 新設 )</p>
平成 23 年 1 月 1 日改定	平成 22 年 10 月 1 日改定
電子交付サービス取扱規程	電子交付サービス取扱規程
( 現行どおり )	( 省略 )
平成 22 年 10 月 1 日改定	平成 22 年 10 月 1 日改定
( 削除 )	<p><u>「特定口座年間取引報告書」と「上場株式配当等の支払通知書」については平成 23 年発行分より電子交付の対象となります。</u></p>

新	旧
<p><b>証券取引約款</b></p> <p><b>第 2 章 申込方法等</b></p>	<p><b>証券取引約款</b></p> <p><b>第 2 章 申込方法等</b></p>
<p><u>第 3 条の 2 (反社会的勢力でないことの表明・確約)</u>  <u>お客様 (当該法人の役員等を含む。以下本条において同じ。)</u>  <u>は、あらかじめ当社所定の方法により、現在、次の</u> <u>の各号</u>  <u>のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわた</u>  <u>っても該当しないことを確約していただきます。また、自</u>  <u>らまたは第三者を利用して</u> <u>の各号に該当する行為を行わ</u>  <u>ないことを確約していただきます。お客様が、次の</u> <u>の各号</u>  <u>のいずれかに該当し、もしくは</u> <u>のいずれかに該当する</u>  <u>行為をし、または</u> <u>にもとづく表明・確約に関して虚偽の</u>  <u>申告をしたことが判明した場合には、証券取引は停止され、</u>  <u>または通知により口座は解約されます。また、これにより</u>  <u>生じたお客様の損害については、一切当社はその責を負わ</u>  <u>ないものとします。</u>  <u>現在かつ将来にわたり次の各号のいずれにも該当しないこと</u>  <u>の表明・確約</u>  <u>イ. 暴力団</u>  <u>ロ. 暴力団員</u>  <u>ハ. 暴力団準構成員</u>  <u>ニ. 暴力団関係企業</u>  <u>ホ. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集</u>  <u>団等</u>  <u>ヘ. その他前各号に準ずる者</u>  <u>自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わ</u>  <u>ないことの確約</u>  <u>イ. 暴力的な要求行為</u>  <u>ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為</u>  <u>ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用い</u>  <u>る行為</u>  <u>ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の</u>  <u>信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為</u>  <u>ホ. その他前各号に準ずる行為</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>平成 2 3 年 1 月 1 日改定</p>	<p>平成 22 年 10 月 1 日改定</p>

以上